

令和4年度 道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況

(R5.9 北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課)

※ 比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります

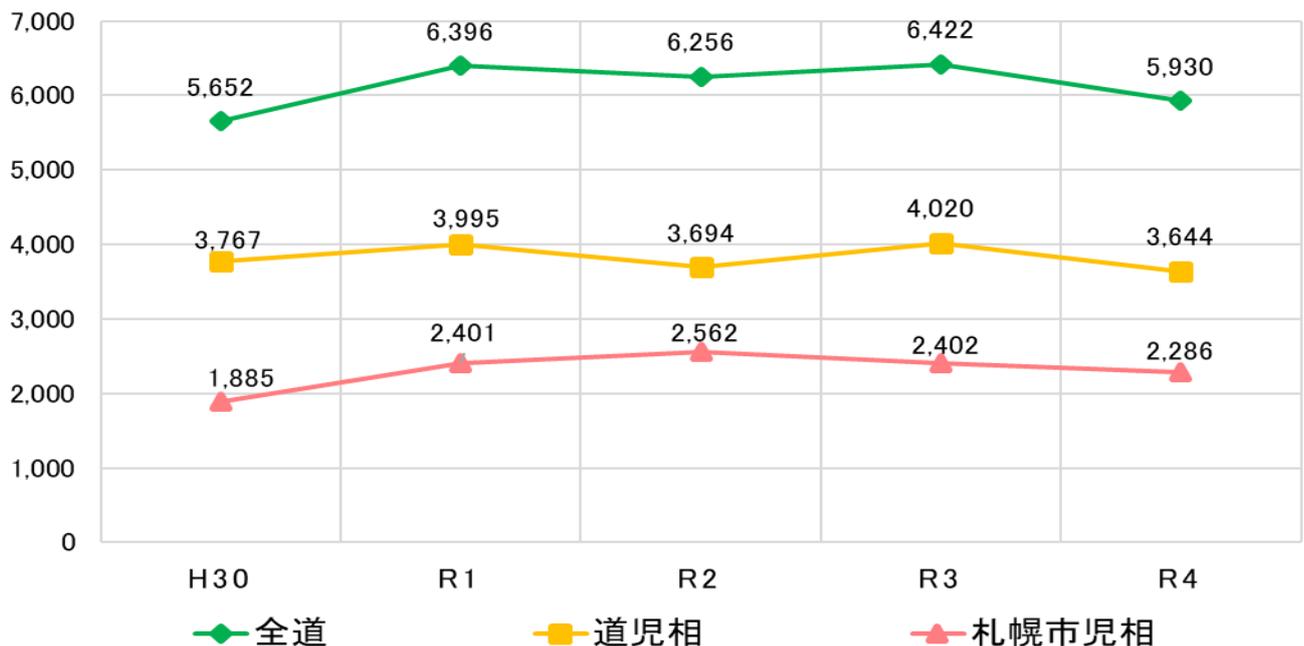
1 相談対応件数の推移(全道、全国)【速報値】

○ 令和4年度に道立の8児童相談所(以下「道児相」という。)が虐待事案として相談対応した件数は、前年度に比べて376件減少して3,644件となりました。

(単位:件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	対前年度比
全道	5,652	6,396	6,256	6,422	5,930	92.3%
道児相	3,767	3,995	3,694	4,020	3,644	90.6%
札幌市児相	1,885	2,401	2,562	2,402	2,286	95.2%
全国	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	105.5%

※ 相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、「児童虐待」として指導や措置等を行った件数。

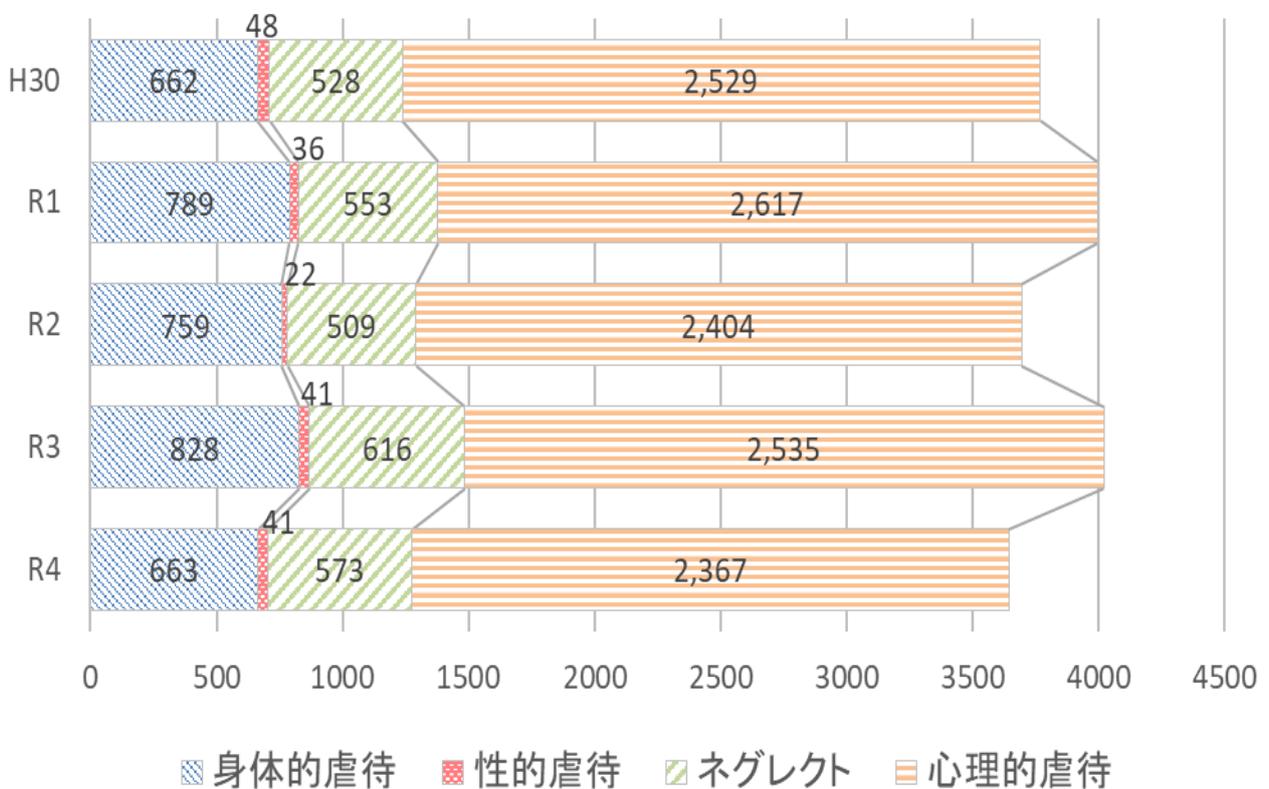


2 内容別対応件数（以下、道児相分）

- 依然として、心理的虐待の割合が全体の60%以上と最も高くなっています。
- 内容別の構成比では、前年度と概ね同様になっています。

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
令和4年度	663 (18.2%)	41 (1.1%)	573 (15.7%)	2,367 (65.0%)	3,644 (100%)
令和3年度	828 (20.6%)	41 (1.0%)	616 (15.3%)	2,535 (63.1%)	4,020 (100%)
増 減	▲165	0	▲43	▲168	▲376



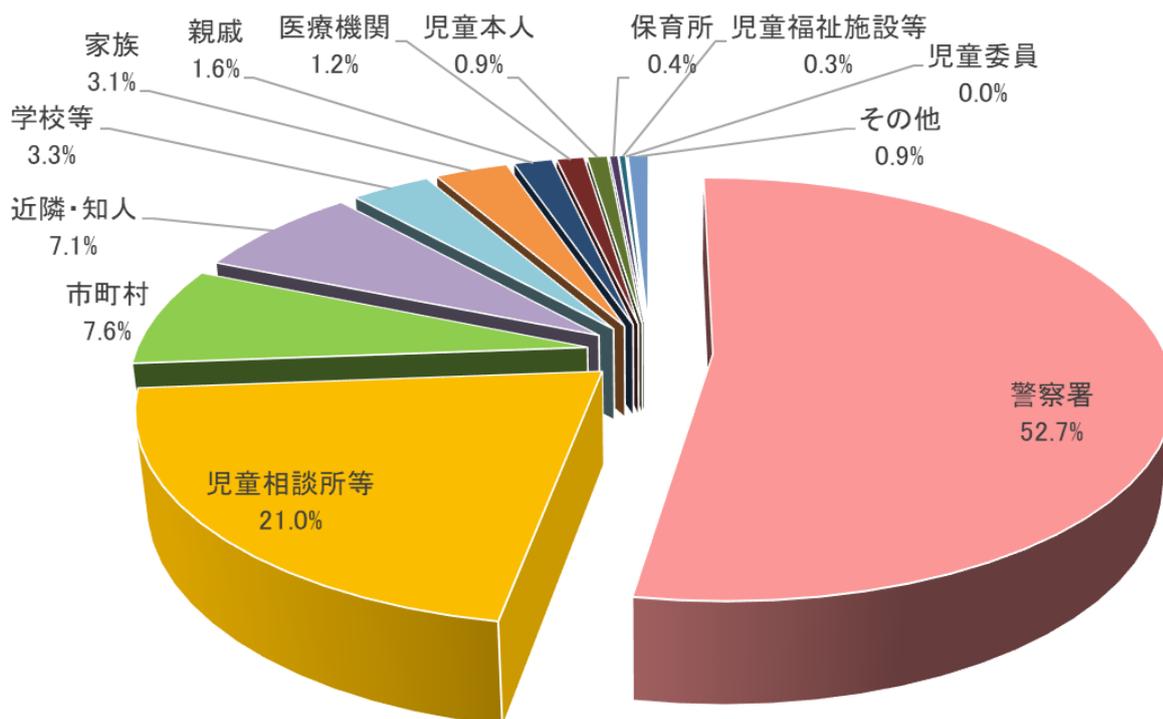
3 経路別対応件数

○ 経路別では、警察署からの通告による対応件数の割合が最も高くなっており、全体の約50%を占めています。

(単位:件)

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	保育所	児童福祉施設等	警察署	学校等	児童相談所等	その他	計
R4	112 (3.1%)	59 (1.6%)	259 (7.1%)	31 (0.9%)	276 (7.6%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	42 (1.2%)	13 (0.4%)	10 (0.3%)	1,922 (52.7%)	122 (3.3%)	766 (21.0%)	31 (0.9%)	3,644 (100%)
R3	105 (2.6%)	54 (1.3%)	245 (6.1%)	39 (1.0%)	327 (8.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	35 (0.9%)	7 (0.2%)	9 (0.2%)	2,221 (55.2%)	152 (3.8%)	778 (19.4%)	47 (1.2%)	4,020 (100%)
増減	7	5	14	▲8	▲51	0	0	7	6	1	▲299	▲30	▲12	▲16	▲376

※ その他:児童家庭支援センター、認定こども園、家庭裁判所及び里親等。



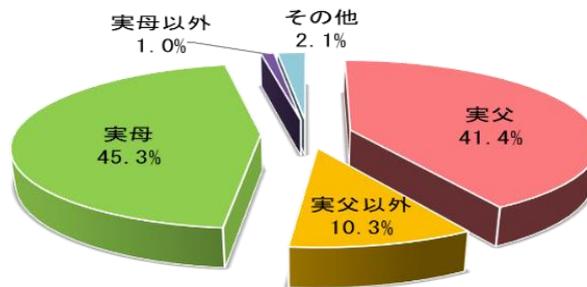
4 虐待者別対応件数

- 主な虐待者は、全体では、「実母」の割合が最も高く、次いで「実父」、「実父以外の父」(養父や母の内縁の夫など)の順になっています。
- 虐待内容別では、身体的虐待、ネグレクトでは「実母」、性的虐待では「実父以外の父」、心理的虐待では「実父」の割合が最も高くなっています。

【主な虐待者(全体)】

(単位:件)

	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
令和4年度	1,508 (41.4%)	375 (10.3%)	1,649 (45.3%)	36 (1.0%)	76 (2.1%)	3,644 (100%)
令和3年度	1,701 (42.3%)	392 (9.8%)	1,699 (42.3%)	23 (0.6%)	205 (5.1%)	4,020 (100%)
増 減	▲193	▲17	▲50	13	▲129	▲376



【主な虐待者(内容)】

(単位:件)

	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
身体的虐待	252 (38.0%)	85 (12.8%)	294 (44.3%)	11 (1.7%)	21 (3.2%)	663 (100%)
性的虐待	14 (34.1%)	19 (46.3%)	6 (14.6%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	41 (100%)
ネグレクト	87 (15.2%)	14 (2.4%)	459 (80.1%)	2 (0.3%)	11 (1.9%)	573 (100%)
心理的虐待	1,155 (48.8%)	257 (10.9%)	890 (37.6%)	23 (1.0%)	42 (1.8%)	2,367 (100%)

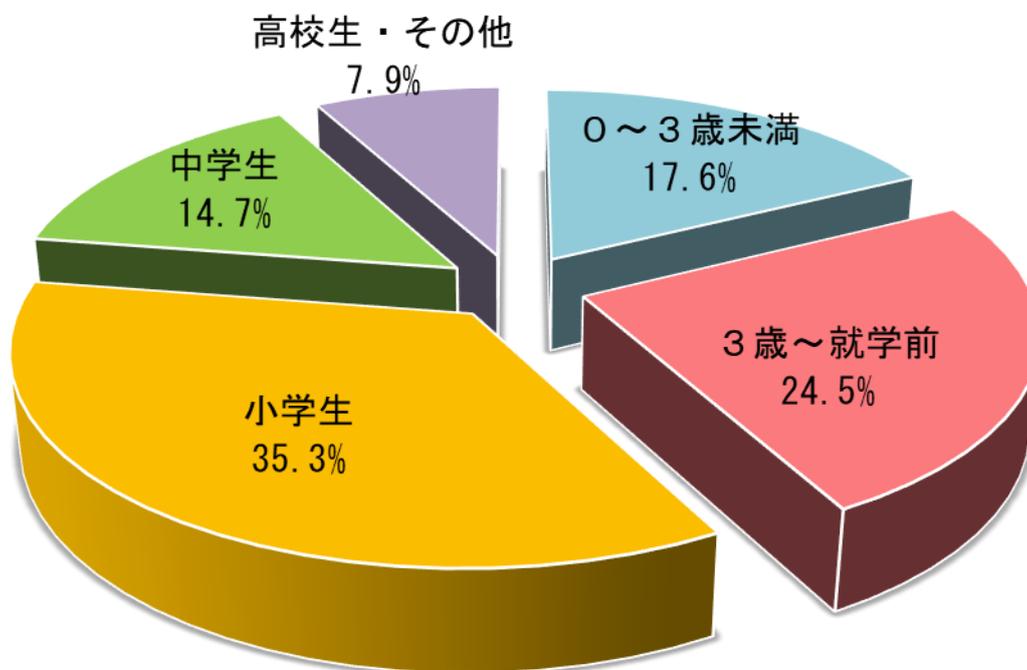
※ その他:祖父母、おじおば等。

5 子どもの年齢別の対応件数

○ 虐待を受けた子どもの年齢構成は、0歳から就学前までの子どもの割合が全体のうち約40%であり、小学生以下で約80%を占めています。

(単位:件)

	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
令和4年度	641 (17.6%)	894 (24.5%)	1,287 (35.3%)	534 (14.7%)	288 (7.9%)	3,644 (100%)
令和3年度	689 (17.1%)	1,004 (25.0%)	1,427 (35.5%)	610 (15.2%)	290 (7.2%)	4,020 (100%)
増 減	▲48	▲110	▲140	▲76	▲2	▲376



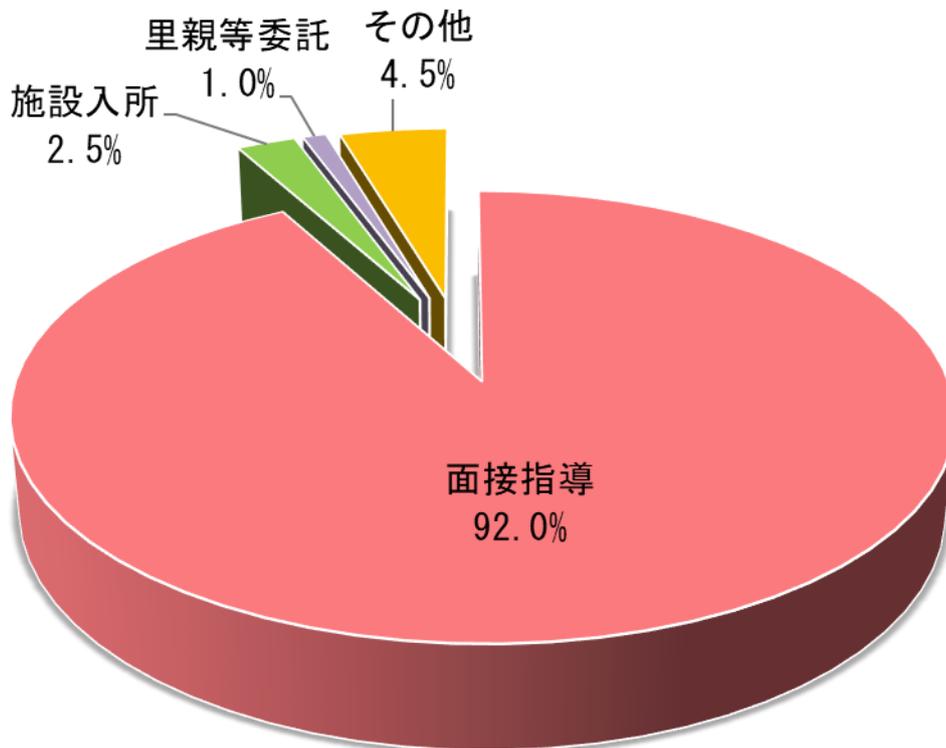
6 対応結果

- 虐待の対応結果では、子どもが在宅のまま、保護者に助言指導やカウンセリングなどを行う「面接指導」の割合がこれまで同様90%以上を占めています。
- 虐待を受けた子どもの約4%は、施設入所や里親等への委託となっています。

(単位:件)

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
令和4年度	90 (2.5%)	37 (1.0%)	3,354 (92.0%)	163 (4.5%)	3,644 (100%)
令和3年度	122 (3.0%)	14 (0.3%)	3,676 (91.4%)	208 (5.2%)	4,020 (100%)
増 減	▲32	23	▲322	▲45	▲376

※ その他:児童福祉司指導、訓戒・誓約等。



【内容別の対応結果の内訳】

○ 虐待の内容別の対応結果では、全てにおいて、子どもが在宅のまま、保護者に対して指導を行う「助言指導」の割合が最も高くなっています。

(単位:件)

	施設 入 所	里 親 等 委 託	面接指導			その他				計
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 事 案 送 致	訓 戒 ・ 誓 約	そ の 他	
全 体	90 (2.5%)	37 (1.0%)	3,216 (88.3%)	114 (3.1%)	24 (0.7%)	104 (2.9%)	14 (0.4%)	11 (0.3%)	34 (0.9%)	3,644 (100%)
身体的	20 (3.0%)	10 (1.5%)	530 (79.9%)	39 (5.9%)	8 (1.2%)	37 (5.6%)	5 (0.8%)	7 (1.1%)	7 (1.1%)	663 (100%)
性的	7 (17.1%)	0 (0.0%)	24 (58.5%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)	6 (14.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41 (100%)
ネグレクト	50 (8.7%)	20 (3.5%)	417 (72.8%)	29 (5.1%)	1 (0.2%)	39 (6.8%)	8 (1.4%)	1 (0.2%)	8 (1.4%)	573 (100%)
心理的	13 (0.5%)	7 (0.3%)	2,245 (94.8%)	42 (1.8%)	15 (0.6%)	22 (0.9%)	1 (0.0%)	3 (0.1%)	19 (0.8%)	2,367 (100%)

助言指導 = 1回から数回の助言・指導等により、問題の解決を図るもの。

継続指導 = 相談者の了解のもと、児童相談所に通所又は家庭訪問等により、一定期間、継続的に援助等を行うもの。

他機関あっせん = 内容が児童相談所の機能の範囲外である場合に、適切な機関をあっせんするもの。

児童福祉司指導 = 児童福祉司が地域の関係機関と連携し、一定期間の指導を行うもの。[法的措置]

市町村事案送致 = 市町村による支援等が適当と判断した場合、市町村に送致するもの。[法的措置]

訓戒・誓約 = 子ども又は保護者に対して、訓戒を与え、誓約書の提出を求めるもの。[法的措置]

※その他: 保育の実施等に係る市町村長への通知、自立援助ホームにおける援助の委託 など

7 虐待に至った要因

- 全体では、「心又は人格の問題」の割合が41.0%と最も高く、次いで「夫婦間不和」の割合が35.6%、「育児疲れ」の割合が27.8%となっています。
- 虐待の内容別では、身体的虐待では、「育児疲れ」の割合が48.4%、「心又は人格の問題」の割合が42.1%となっています。
- 性的虐待では、「心又は人格の問題」の割合が65.9%と最も高くなっています。
- ネグレクトでは、「心又は人格の問題」の割合が49.0%、次いで「経済的困難」の割合が24.8%となっています。
- 心理的虐待では、「夫婦間不和」の割合が48.8%となっており、全体における「夫婦間不和」の割合を押し上げている状況です。

(単位:件)

	相談対応件数	虐待に至った要因									
		経済的困難	就労関係	育児疲れ	夫婦間不和	(近隣・友人・親族)対人関係	職場関係	心又は人格の問題	知的障がい	その他	不明
全体	3,644	418 (11.5%)	142 (3.9%)	1,014 (27.8%)	1,298 (35.6%)	420 (11.5%)	21 (0.6%)	1,493 (41.0%)	146 (4.0%)	260 (7.1%)	85 (2.3%)
身体的	663	59 (8.9%)	25 (3.8%)	321 (48.4%)	97 (14.6%)	73 (11.0%)	4 (0.6%)	279 (42.1%)	18 (2.7%)	57 (8.6%)	17 (2.6%)
性的	41	4 (9.8%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	4 (9.8%)	5 (12.2%)	1 (2.4%)	27 (65.9%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	6 (14.6%)
ネグレクト	573	142 (24.8%)	33 (5.8%)	95 (16.6%)	43 (7.5%)	75 (13.1%)	1 (0.2%)	281 (49.0%)	64 (11.2%)	75 (13.1%)	27 (4.7%)
心理的	2,367	213 (9.0%)	83 (3.5%)	597 (25.2%)	1,154 (48.8%)	267 (11.3%)	15 (0.6%)	906 (38.3%)	62 (2.6%)	127 (5.4%)	35 (1.5%)

※虐待に至った要因として、該当するものを全て計上しているため、相談対応件数と一致しません。

※()内の割合は、相談対応件数を母数としているため、合計値が100.0%を超える場合があります。

8 今後に向けて

◆ 児童相談所の体制強化

- 法令等に基づき、児童福祉司等の専門職員を適切に配置します。
- 研修の充実等による職員の資質向上にも併せて取り組みます。
- 児童相談所に配置した保健師による子どもの健康・発達面に関するアセスメントや保健指導などを行います。
- 児童相談所と警察との間で虐待事案の情報共有を徹底し、的確・迅速に対応します。
- 医師や弁護士等と緊密に連携し、児童相談所に求められている医療的機能及び法的機能の強化を図ります。
- 一時保護等の措置に対して、子どもの意見聴取等を行い、こどもの権利擁護や意見表明を支援する体制を構築します。

◆ 市町村の体制強化

- 市町村職員を対象とした研修を実施し、市町村における児童相談体制の強化を推進します。
- 全ての妊産婦や子育て世帯を対象に切れ目なく相談や支援を行うこども家庭センターの設置促進に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関による見守り強化や、児童相談所と市町村が連携して家庭訪問するなど、子どもの安全確保に引き続き取り組みます。

◆ 啓発活動の実施

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知を図るとともに、11月にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施するなど、道民への啓発に取り組みます。